

事 務 連 絡
令和 5 年 (2023 年) 2 月 27 日

診 療 ・ 検 査 医 療 機 関 御 中
(診療所、地域・外来検査センター)

滋賀県健康医療福祉部感染症対策課

診療・検査医療機関における受診者数等の報告方法の変更について

平素は、本県の保健医療行政について格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

診療・検査医療機関の皆様から当課あてに御報告いただいている、受診者数や検査数等の「日次報告」および医療資材の在庫数等の「週次報告」(以下「日次・週次報告」という。)については、令和 2 年 10 月 28 日付け滋医政第 1395 号滋賀県健康医療福祉部医療政策課長通知「新型コロナウイルス感染症に係る診療・検査医療機関での対応について(依頼)」に基づき、メールあるいは FAX にて承り、当課において「医療機関等情報支援システム(G-MIS)」(以下「G-MIS」という。)に代理入力しているところです。

今般、令和 5 年 4 月 1 日施行の改正感染症法において、電磁的な方法による発生届等の提出が努力義務となることなど、オンラインでの報告等の必要性が高まっています。これを受けて、日次・週次報告につきましても、メールあるいは FAX による報告から G-MIS への直接入力による報告に移行させていただきます。

つきましては、下記に御留意のうえ、G-MIS による報告について御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 G-MIS による報告方法

- 別紙「G-MIS での日次調査、週次調査の登録手順等について」を御参照ください。
- G-MIS を利用する際に必要な「ログイン ID と初期パスワード」は、厚生労働省・内閣官房 IT 総合戦略室医療機関調査事務局(以下「G-MIS 事務局」という。)から、直接、診療・検査医療機関へメールまたは郵送でお知らせします。
- すでに G-MIS を御利用いただいている場合は、引き続きお持ちの「ログイン ID とパスワード」の御利用をお願いいたします。
- 令和 5 年 3 月 17 日までに「ログイン ID と初期パスワード」が届かない場合は、G-MIS 事務局にお問い合わせをお願いいたします。(TEL: 0570-783-872、土日祝日を除く平

日 9時から 17時まで受付。)

2 G-MIS への直接入力による報告の開始時期

- 令和 5 年 4 月 1 日以降、対応可能な診療・検査医療機関は、G-MIS による御報告をお願いいたします。
- なお、上記に関わらず「ログイン ID と初期パスワード」が届いた診療・検査医療機関から、順次 G-MIS による報告に御協力をお願いいたします。

3 メールあるいは FAX による日次・週次報告の停止

- G-MIS により御報告いただいた場合は、メールあるいは FAX による日次・週次報告を不要とさせていただきます。

4 その他

- 本日（令和 5 年 2 月 27 日）より、日次調査で御報告いただいております「経口抗ウイルス薬処方人数」および「中和抗体薬投与人数」については、報告を不要とさせていただきます。
- 新型コロナウイルス感染症と診断された患者の年代別の総数については、引き続き、新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）の日次報告の入力画面により御報告いただきますようお願いいたします。

滋賀県健康医療福祉部感染症対策課

調査・検査係 棚田

TEL:077-528-3618

FAX:077-528-4866

E-mail:coronataisaku4@pref.shiga.lg.jp